

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		違約金の支払免除
根拠法令及び条項		新座市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第15条 (違約金の支払免除) 第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した新座市災害援護資金違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。
所管部課係名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
審査基準	関係条項	新座市災害弔慰金の支給等に関する条例第15条第3項 (償還等) 第15条 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第9条 (違約金) 第9条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、…違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (申請の事例がなく、また、相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、あらかじめ具体的な基準として定めることが困難であるため。)
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 未設定 (審査の先例がなく、標準処理期間の設定の手掛かりがないため。)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)